

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の改正について（議案第28号）

障害福祉課

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

一定の指定障害者支援施設等に係る人員及び設備に関する基準の特例を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。

3 施行期日

令和4年4月1日